（異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合）

第九条の八　法第八十五条の四第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

第十一条の三第二項第三号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

第十三条第一項中「主たる事務所」と」の下に「、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と」を加え、同項の表第十二条の二第二項の項の次に次のように加える。

第十二条の三第一項第二号	銀行業務	金庫業務（信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務をいう。）

第十三条に次の一項を加える。

5　法第八十九条第七項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十八第一項	商号	名称

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（名称の使用制限の適用除外）

第十三条の四　法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

三　農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四　水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定

五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定

七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定

八　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

九　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十二　信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

第十四条第一項中「準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十五条第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の二第十一項」に、「同条第三項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の信用金庫法施行令第九条の七及び第十三条の四の規定の適用については、同令第九条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十三条の四中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

（銀行法施行令の一部改正）

第九条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「（法第十三条の四において準用する金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四条の四第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の二第十一項」に、「同条第三項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

第十六条の八の次に次の三条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第十六条の九　法第五十二条の六十二第一項第二号及び第四号ニ、第五十二条の六十六並びに第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第十六条の十一各号に掲げる指定

（異議を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合）

第十六条の十　法第五十二条の六十二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第十六条の十一　法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定